

八市再生協第142号
令和8年1月28日

経営所得安定対策加入者 各位

八代市農業再生協議会
会長 山住 昭二

令和8年度 畑地化促進事業に係る要望調査について（通知）

寒風の候、皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、令和8年度における畠地化促進事業に係る要望調査を行います。事業の内容等につきましては、下記及び別紙をご確認のうえ、本事業を要望される方は下記受付期間内に手続きをお願い致します。

記

1. 要望受付期間 令和8年2月9日（月）～2月13日（金）

2. 受付場所 八代市農業振興課 本庁4階 TEL : 33-8751
 千丁支所産業建設課 TEL : 46-1102
 鏡支所産業建設課 TEL : 52-7842
 東陽支所産業建設課 TEL : 65-2114
 泉支所産業建設課 TEL : 67-2112

◆ 提出期限後の申請及び変更は受付できませんのでご注意ください。

【畠地化促進事業について】

本事業は、水田を畠地化し、高収益作物等の本作化に取組む農業者を支援するものです。

畠地化の取組みとは、支援後永続的に経営所得安定対策（水田活用の直接支払交付金）の対象水田から除外することと定義され、支援終了後、申請圃場において加工用米、飼料用米、WCS等の取組みが行われたとしても交付対象とはなりません。

※申請農地については、湛水設備（畦畔、用水路等）を有する農地であることが要件とされております。

【注意】支援後5年間は申請圃場において一般作物（主食用米等）の作付けはできません。（作付けが行われた場合は交付金の返還対象となる場合があります。）

※ 事業要件の詳細については、別紙資料にてご確認下さい。